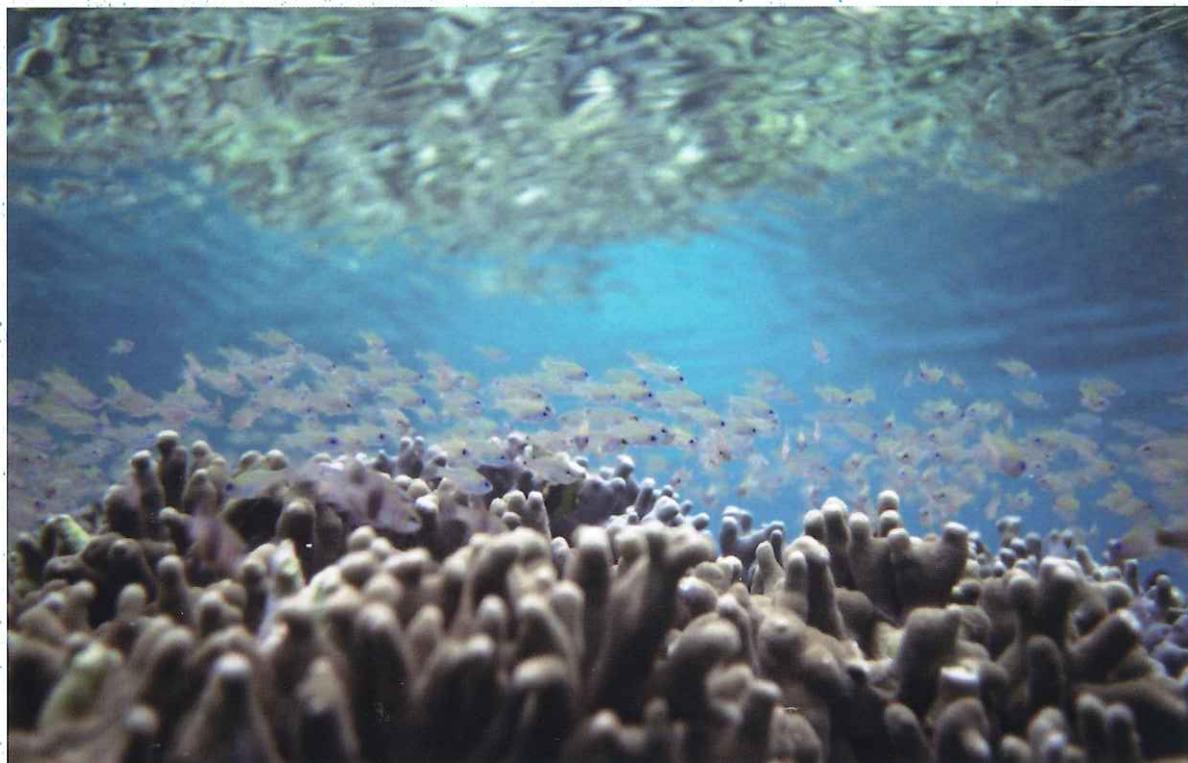




第277号



- 就任挨拶 東京都環境局長 長谷川 明氏・同廃棄物対策部長 齊藤 和弥氏
- 法制度検討委員会 篠原委員長が第一期を総括
- 祝 顧問の吉野利明先生・藤井一先生がそれぞれ都議会議長・副議長に同時就任
- 環境省通知 許可更新時の優良認定の付与について
- 東京都環境局 スーパーエコタウン事業への公募開始

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く) 中間処理業 優良産廃処理業者認定制度
産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012
優良認定業者 ありあけこうぎょう 検査
有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO., LTD.
〒136-0083 東京都江東区豊洲2-9-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919 IS 533201/JIS Q 27001



2011年度 中間処理業
収集運搬業
(積替え保管を含む)
産廃エキスパート
認定番号 2-11-C0001
認定番号 2-11-B0063

次世代に贈る未来のために...

高精度選別再資源化システムによる
リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得:1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得:2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



東京臨海
エコ・プラント

市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社 詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>

本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



[就任挨拶]
資源循環と廃棄物適正処理に向けて 2
東京都環境局長 長谷川 明
適正処理とリサイクルの推進 4
東京都環境局廃棄物対策部長 齊藤 和弥

法制度検討委員会第一期8テーマの検討を終了
～篠原委員長が総括～ 6

祝 顧問の吉野利明先生 都議会議長で就任
藤井一先生は副議長に！両顧問同時就任の快挙 8

[環境省通知]
許可更新期限の到来を待たずして許可の更新
を行う場合の優良認定の付与について 9

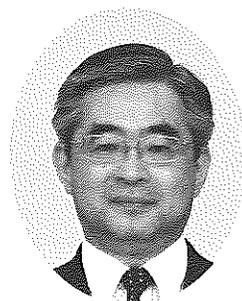
[東京都環境局]
スーパーエコタウン事業を実施する
民間事業者を公募します 12

委員会報告(法制度検討委員会、中間処理委員会、建設廃棄物委員会) 14
身近な「ヒヤリ・ハット事例」 Part73 16
地球温暖化対策 人が初対面の相手に好意を抱く理由 17
講師余談 18
会員情報 20
2020年東京での五輪開催決定 20
協会の主な今後の日程 21
新入会員紹介 22
第12回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」(開催案内) 22
よろず相談(法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ7) 23
事務局だより・編集後記 28
表紙の言葉 21
訂正とお詫び 15

就任ご挨拶

資源循環と廃棄物 適正処理に向けて

東京都環境局長



長谷川 明

貴協会並びに会員の皆様には、都が推進する廃棄物行政にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

7月16日付けで環境局長に就任しました、長谷川でございます。誌面をお借りして、一言ご挨拶を申し上げます。

一昨年3月11日に発生した東日本大震災は、広域に甚大な被害をもたらしました。震災以降、原発事故対応や復興支援においても、東京はこれまでに経験したことのない規模の不安解消、災害廃棄物の広域処理の実施など、様々な課題への取組が必要となりました。

その中でも被災地の復興支援に向けた重要な取組の一つである災害廃

棄物の広域処理については、貴協会とともに処理の仕組み作りを進め、一昨年11月の岩手県宮古市からの受入をかわきりに、女川町、石巻市、大槌町、陸前高田市、釜石市と順調に進み、本年7月には、山田町からの新たな受入れも始めております。

被災地では、災害廃棄物処理の目途も立ち、復興に向けたまちづくりの計画が具体化し、水産業、商店街の再開など、復興に向けた歩みが着実に進んでいます。これもひとえに貴協会並びに会員の皆様のご協力によるものと考えております。

さて、都における廃棄物対策については、適正処理やリサイクルを促進するため、様々な取組を「東京都環境基本計画」に位置けるととも

に、その実施にあたっては貴協会並びに会員の皆様のご協力を得ております。例えば、健全な廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展促進のため構築した第三者評価制度を平成21年度から実施しており、現在、249社が認定され、各社は、日々この制度の目的である廃棄物の適正処理とリサイクルの推進に向けた取組を行っていることと思います。

こうした事業者の方々の活躍の場をさらに広げるとともに、都内の排出事業者に対しては、廃棄物処理法に定める排出者処理責任を果たしていくよう働きかけを引続き行っています。

環境の負の遺産である有害廃棄物の適正処理についても取組の手を緩めることはできません。その代表的な例としてPCB廃棄物が挙げられます。処理能力の不足などにより、PCB廃棄物の処理が進んでいないことから、国は、PCBの処理期限を平成39年まで延長しました。都は、期限までにPCB廃棄物が適切に処理されるよう保管事業者への指導を行うとともに、中小企業向けの分

析・処理費の補助を実施するなどの取組を行っております。

その他、有害廃棄物として改めて注目されるのは、水銀です。本年、「水銀に関する水俣条約」の締結が予定されており、水銀の製造・使用等の制限とともに水銀含有廃棄物の環境上適正な方法での処理が求められます。これを契機として水銀含有製品の代替に弾みがついていくことが予想される中、水銀の回収を更に進めていくことが大切であると考えております。

今後とも、皆さまと十分な連携を図りながら、業界全体のレベルアップや信頼性の向上に向けて、東京の実情を踏まえた的確な廃棄物施策を実現してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様のご発展と御活躍を祈念して、就任の挨拶とさせていただきます。

就任ご挨拶

適正処理とリサイクルの推進



東京都環境局廃棄物対策部長

齊藤 和弥

貴協会並びに会員の皆様には、都が推進する廃棄物行政にご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

7月16日付けで廃棄物対策部長に就任しました、齊藤でございます。誌面をお借りして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回、5年ぶりに再び廃棄物行政を担当することとなりました。以前に廃棄物行政を担当していた頃は、産業廃棄物の適正処理に向け、処理状況報告などからなる「報告・公表制度」を始めた時期であります。また、平成21年度から開始された「第三者評価制度」は、導入に向けた議論を行っておりました。当時の取組が着実に実を結んだことは、貴協会並びに会員の皆様のご協力の賜物でもあると考えております。

都の廃棄物行政は、具体的な施策

を「東京都廃棄物処理計画」に位置付けて推進しております。現在の計画は、平成23年度から5年間を計画期間としており、本年はその中間年度となります。

本計画は、平成27年度の一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分量を平成19年度比30%減（125万トンに削減）を計画目標とし、「3R施策の促進」、「適正処理の促進」、「静脈ビジネス発展の促進」という三つの柱に基づく施策を積極的に展開しております。

最初の柱である「3R施策の促進」についてですが、ごみを出さない社会の定着や家庭ごみの有料化による発生抑制・リユースの促進を行っております。

また、本年4月に小型電子機器リサイクル法の施行により注目されて

いる都市鉱山の開発や熱回収の高効率化などによる「リサイクルの促進」施策などにも取り組んでいます。

次に、二番目の柱である「適正処理の促進」についてですが、現在、行政のほか関係団体や専門家により在宅医療廃棄物等の適正処理に向けた検討を行っています。

また、貴協会並びに会員の皆様にもご協力をいただき進めている不法投棄撲滅や非飛散性アスベストなどの分別・適正処理の徹底など、産業廃棄物の適正処理の促進にも取り組んでいます。

その他にも、有害廃棄物の適正処理の促進として、微量PCB廃棄物の適正処理や本年10月に「水銀に関する水俣条約」が締結される予定であることから、水銀含有廃棄物の適正処理についても、今後注目されることと思います。

条約により水銀の製造・使用等が制限されるとともに、水銀含有廃棄物は環境面からも適正な方法での処理が求められます。都としても水銀含有廃棄物からの水銀回収を更に促進するための取組が必要であると考えています。

最後に、三番目の柱である「静脈ビジネス発展の促進」についてです

が、スーパーエコタウン事業は、現在、第三次募集を行い、施設の誘致を進めています。さらに、スーパーエコタウン事業者の成果を先進的な取組事例として、国内外に向け積極的に情報発信し、産業廃棄物処理やリサイクルなどの技術開発を支援する取組を行っています。

また、静脈ビジネス発展に欠かせない「優良な処理業者が優位に立てる環境づくり」を施策に掲げています。具体的には、都内の排出事業者が、適正処理に取組むよう働きかけるとともに、第三者評価制度の普及と認定業者の活用についても積極的にPRするなどの取組を行っています。

これらの様々な施策を展開し、廃棄物処理計画の達成を目指すとともに、次期廃棄物処理計画の策定に向けた準備も進めていくこととなります。

今後も、皆さまと十分な連携を図りながら、廃棄物行政を推進してまいりたいと思いますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、貴協会並びに会員の皆様の益々のご発展と御健勝を祈念して、就任の挨拶とさせていただきます。

法制度検討委員会第一期8テーマの検討を終了

～篠原委員長が総括～

皆様には平素大変お世話になっております。法制度検討委員会の篠原です。

平成23年6月に発足した法制度検討委員会は、この10月11日の第18回会合によって協会各部・各委員会で抽出された第一期8テーマの検討を終えることとなります。

検討した8テーマは、“業務を遂行するにあたり法的に困っていること”、“法の内容を見直した方が社会的、経済的にも合理性があるもの”、“不適正処理業者を減らしていくために設けた方がよい規制”などでしたが、どのテーマも現在の法制度と現場実務のギャップとなっているテーマだけに、法の壁は厚く議論が白熱し、関係行政への提言として結びつけることは大変でしたが、この約29ヶ月間、自社業務多忙にも拘らず精力的に会合に参加いただいた、各委員の発言がヒートアップする中で現法の解釈をご教示いただいた芝田麻里弁護士、そして都行政の解釈を説いていただいた古川専務理事、ぐるぐるまいまいする発言を的確に議事録として纏めていただいた事務局の方々に深謝申し上げます。

これからは第二期テーマの検討に入り、改めて各部・各委員会からのテーマを挙げていただき検討を続けて参りますが、第一期テーマ終了の現時点で来し方を振り返り、これからの行く末を述べてみたいと思います。

◆第一期を終えて

1. 委員会のメンバー構成の素晴らしさ

(1) 当委員会は、協会各部・各委員会から選出されたメンバーで構成されているため、各委員の自社事業領域では知る事の無い現場実務状況や抱える課題、関係する法制度を理解することができ、産業廃棄物処理全体を俯瞰することができました。

今思えば、正に委員会発足時の古川専務理事の「この委員会を委員の法知識習得の場とし、各委員会での法制度に関するリーダーとなってもらいたい」との発言は、こうした結果を期待されていたのだと、改めて実感しました。

(2) 委員会に法の専門知識を有する芝田弁護士がオブザーバーとして参画いただいたことにより、論議の中での法体系の整理や法解釈についてその都度ご指導を受けることができ、論議が的外れなものにならなかったこと。これは大きいです。

(3) 検討が終わり提言の骨子が纏まっても、提言先行政をどうするのか？ということが残された最大の課題となりますが、事務局の計らいで東京都環境局廃棄物対策部との「産業廃棄物対策課指導／審査／規制監視の3係長への提言の場」「適正処理懇談会での提言の場」を設けていただき、一応の結論を

得てテーマを終了することができました。

2. 各委員の委員会に対する強烈的な取り組み姿勢

平均3ヶ月で2回の会合となりましたが、この間ほとんどの委員が自らスケジュールを調整し、よんどころない事情ある以外は参画、また遅刻なしとの熱心な取り組み姿勢をみせてくれました。こうした取り組み姿勢が夕方5時を過ぎても論議が続く活発な委員会の風土となりました。

3. 合宿集中討議の成功

各委員から出された8テーマを一つずつ取り上げ、テーマの背景を全員が理解し、問題点を整理し論議を進めていく手法では、ホットなテーマも陳腐化していきますので、思い切って都内ホテルを会場に合宿による1泊2日集中討議会合を行い全テーマの整理と優先付けを行いました。各委員それぞれ多忙な故、この企画には心配もありましたが、全員参加で熱のこもった論議が昼夜を徹して行われ、各テーマの相互理解に終わらず、委員全員のゴールへ向かう姿勢が強固なものとなりました。

◆第二期へ向けて

1. 現在、各委員所属委員会から第二期検討テーマを選定していただいています。第一期同様、法制度と実務の狭間での現場からの悲痛な叫びととらえ、真剣に討議し、関連行政へ提言していき、少しでも現場の皆様のお役に立ちたいと考えておりますので、引き続きのご指導ご支援をお願い申し上げます。

2. 第一期での委員会論議を通して、自分のテーマを周りに正確にかつ簡潔にわかりやすく伝えること、他の意見を傾聴すること、自分の意見を論理的に発言したり文章化すること、など参加者のビジネススキルが高まってきているように感じます。

この法制度検討委員会が法知識習得の場に終わらず、各委員のビジネススキルアップの場になればと思っています。

委員会	委員氏名	取り上げたテーマ
広報	森 雅裕	特管品目許可範囲の拡大
収集運搬	白井 徹	産廃業種指定の見直し
中間処理	井上 弘之	環境配慮契約法改正への提言
安全衛生推進	上路 秀勝	住宅メーカー業界の扱い単位の改訂の提言
建設廃棄物	高橋 潤	建廃の「選別」の法的位置付けの明確化
医療廃棄物	千明 賢人	再委託の規制緩和
青年部	濱松 直親	廃棄物種類等に関する自治体の判断事例の検討
女性部	山下 智栄子	変更届出書様式の合理化

祝 顧問の吉野利明先生 都議会議長ご就任
藤井一先生は 副議長に！ 両顧問同時就任の快挙



吉野 利明 先生



藤井 一 先生

今年6月23日に行われた東京都議会議員選挙では、6人の当協会顧問の先生方は高い支持を得て、全員当選を果たされました。

選挙に伴い、各政党の役員の変更、8月8日には都議会の議長等の選挙、選任が行われましたが、第45代都議会議長に協会顧問の吉野利明先生が、また、第40代都議会副議長に協会顧問の藤井一先生がそれぞれ選ばれるという快挙がありました。協会としても、会長名で祝電、祝花をお贈りしたことを併せてご報告いたします。誠にありがとうございます。

一つの公益的団体の顧問が、同時に正副議長に就任されるという大変なことになったよと、顧問の先生の中からも声があがっています。議長、副議長となると都議会の顔として公務多忙ということになり、簡単にお会いすることもできなくなりました。専務理事としては、協会の賀詞交歓会や総会に、今までどおり出席いただけるかと気がかりでもあります。ともあれ、両顧問からは、皆様によろしくとのことでした。

なお、各顧問の議会や政党での役職は、次のようになりました。(顧問着任順)

- | | | |
|---------|-------------|-------------|
| * 藤井 一 | (公明党：大田区) | 都議会副議長 |
| * 谷村孝彦 | (公明党：北多摩第一) | 公明党政務調査会長代行 |
| * 神林 茂 | (自民党：大田区) | 都市整備委員会副委員長 |
| * 宇田川聡史 | (自民党：江戸川区) | 自民政務調査会長 |
| * 吉野利明 | (自民党：三鷹市) | 都議会議長 |
| * 山崎一輝 | (自民党：江東区) | 財政委員会委員長 |

(専務理事 古川芳久)

<環境省通知>

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

平成25年8月27日付にて、環境省より改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために優良確認及び優良認定を受けることができなかった処理業者の救済等を目的とした優良基準への適合性の判断等について以下の通知がありましたので、お知らせします。

環廃産発第13082712号

平成25年8月27日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

許可更新期限の到来を待たずして許可の更新を行う場合の優良認定の付与について

廃棄物行政の推進については、かねてから御尽力いただいているところである。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号。以下「改正法」という。)による廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)の改正により、産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下同じ。)の許可の更新に際して、当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。)第9条の3、第10条の4の2、第10条の12の2又は第10条の16の2に定める基準(以下「優良基準」という。)に適合すると認められたものについては、許可の有効期間が7年となる等のインセンティブを得られることとなった。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成22年政令第248号)附則第5条において、改正法の施行日(平成23年4月1日)

以前から産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了の日までの間に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成23年環境省令第1号）附則第13条、第16条、第19条又は第22条で定める基準に適合する旨の確認（以下「優良確認」という。）を受けたときは、当該産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする経過措置を設けているところである。

今般、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定（産業廃棄物処理業の許可の更新に際して、優良基準に適合すると認められることをいう。以下同じ。）を受けることができなかった業者を救済すること等を目的として、優良基準への適合性の判断等を以下のとおり行うこととしたので、通知する。貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 措置の概要

改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者（特別管理産業廃棄物処理業者を含む。以下同じ。）が、当該許可の更新期限の到来を待たずして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新の申請を行う場合は、都道府県知事（法第24条の2に定める場合にあっては政令で定める市の長）は当該業者について優良基準への適否を審査し、優良基準を満たせば優良認定を与えることとする。本措置は、改正法の施行日以降早期に許可の更新を迎えたために、優良確認及び優良認定を受けることができなかった業者を救済すること等を目的とするものであるため、措置の対象となるのは、改正法施行日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた産業廃棄物処理業者に限定する。

なお、当該優良認定を伴う更新の許可に係る許可の有効期間は、従前の許可の有効期間を2年延長するのではなく、当該更新の許可の日から7年間となる。

第二 優良基準への適否の判断

優良認定の可否の判断については、優良基準への適合性を審査し行うもので

あるが、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可に係る有効期限の到来を待たずして令第6条の9第2号、第6条の11第2号、第6条の13第2号又は第6条の14第2号に掲げる者に該当するものとして当該許可の更新を申請する場合には、規則第9条の3第1号、第10条の4の2第1号、第10条の12の2第1号又は第10条の16の2第1号の基準（以下「遵法性に係る基準」という。）への適合性は以下の通り判断すること。

・申請日前5年間に特定不利益処分（規則第9条の3第1号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。

なお、申請日から更新の許可の日までの間に特定不利益処分を受けた場合は、遵法性に係る基準を満たさないこと。

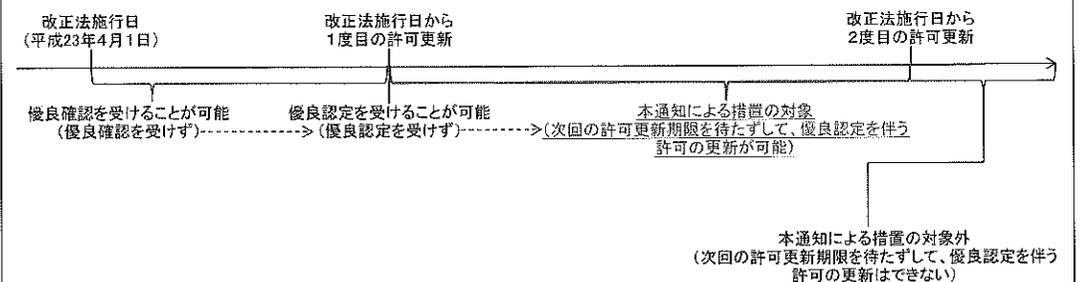
第三 その他

優良認定を受けた者が認定後に優良基準に適合しなくなった場合は、産廃情報ネット（<http://www.sanpainet.or.jp/>）の掲載情報にその旨を付記していること。また、優良認定を伴う許可の更新を受けた者が、当該許可の更新後当該許可の有効期間の満了の日までの間に特定不利益処分を受けた場合には、次回の許可の更新時に優良認定を伴う許可を受けることはできないこと。

なお、優良な産業廃棄物処理業者に優遇措置を講ずるとともに、排出事業者が優良な産業廃棄物処理業者を選択しやすい環境を整備することで、産業廃棄物処理業全体の優良化を図り、産業廃棄物の適正処理を積極的に推進することが必要であることから、優良認定制度について、引き続き産業廃棄物処理業者等に周知されたい。

<参考>

【別紙】



<東京都環境局>

スーパーエコタウン事業を実施する民間事業者を公募します

平成25年9月2日付にて、東京都環境局よりスーパーエコタウン事業への公募が発表されましたので、お知らせします。

【東京都環境局報道発表資料 [2013年9月掲載] より抜粋・編集】

1 事業の趣旨

都は、首都圏の廃棄物問題の解決を図るとともに、新たな環境産業の立地を促進し、循環型社会への変革を推進することを目的に、国の都市再生プロジェクトの一環として、東京臨海部において廃棄物処理・リサイクル施設の整備を進めています。

今回の公募は、先進的で信頼性の高い新たな廃棄物処理・リサイクル施設の整備・運営が実施されるよう、優れた技術力・経営力を有する民間事業者からの事業提案を募るものです。

事業主体として決定された民間事業者は、所有地を購入のうえ、必要な許認可等の手続きを行い、施設の整備・運営を自ら行うこととなります。

2 公募する施設の概要

(1) 立地予定地

大田区城南島三丁目の所有地：約1.5ヘクタール（次頁図参照）
（提案する事業は概ね0.5ヘクタール以上の敷地面積を要する事業）

(2) 施設の概要

廃棄物処理・リサイクル施設

(3) 処理対象物等

対象とする廃棄物の種類や処理方法、処理量等については、事業者からの提案によります。

3 提案の条件

- ・循環型社会形成に貢献する取組
（省資源・省エネルギーに配慮、都内処理率の向上、最終処分量の削減に寄与など）
- ・安全性の確保
- ・環境への配慮

- ・地域とのコミュニケーションや情報公開等の実施
- ・安定的で継続的な事業推進体制の構築 など

4 公募等のスケジュール

○応募申込書等の提出締切 平成25年9月30日（月）

○事業提案書等の提出締切 平成25年10月21日（月）

○事業主体等の決定 平成25年12月（予定）

その後、必要な許認可等の手続きのうえ、建設着工、施設稼働

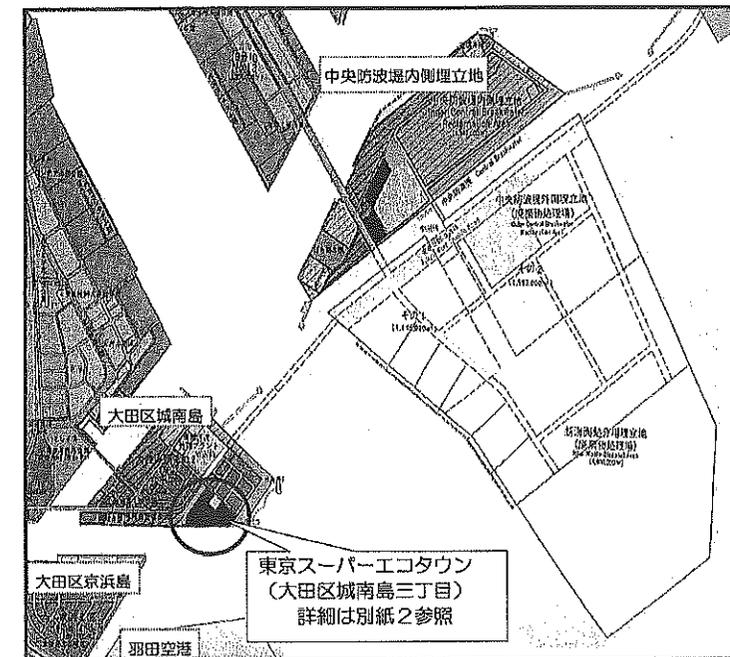
5 その他

公募に関する詳細は、環境局のホームページ「スーパーエコタウン事業公募要項」を参照してください。

(http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/recycle/super_eco_town/index.html)

【問い合わせ先】 環境局廃棄物対策部 スーパーエコタウン担当 志村・大下
電話：03-5388-3593 内線：42-810

立地予定地





法制度検討委員会（篠原委員長）

平成25年8月21日(水)15時より、9名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

◆建廃の「選別」の法的位置付けの明確化＜担当：高橋委員＞

「中間処理」の定義を、「廃棄物を物理的方法または科学的方法、生物的方法によって形態や性質を変化させ生活環境保全上支障のないものにする行為並びに廃棄物処理の安全性を確保し、または再資源化をするための行為」として法文上明確に規定し、あるいは通知等によって明確にするよう環境省へ提言する。また、東京都には他県で選別許可を出している自治体もあるのだから、東京都でも認めて欲しいと要望する。

◆廃棄物種類等に関する自治体の判断事例の検討＜担当：濱松委員＞

バッテリー・乾電池・蛍光灯の3品目の複合品については、メーカーによって廃棄物となった場合の種類が異なるため、製造者責任として処理業者が廃棄物を処理し易いよう、廃棄物処理の種類を製品に表示する又はホームページで公表する等、廃棄物の処理に関する扱い方法が明確になるようメーカー工業会に指導して頂くよう環境省へ要望する。

◆産廃業種指定の見直し＜担当：白井委員＞

産業廃棄物業種指定の観点から、産業廃棄物の紙くず、木くずは同一製品の製品、性状であっても排出場所の排出事業者の業種により、一般廃棄物と産業廃棄物とに区分されているが、一般廃棄物の処理責任は区市町村にあるために、産業廃棄物と比較して広域的かつ効率的にリサイクルを行う際の障害になっている。その中で平成19年には物流業に係る木製パレットを産業廃棄物に移行させた経緯もあるが、当初の期待に即した効果が上がっていると思える。以上の事を勘案し、適正処理が出来るばかりでなく、環境負荷低減策への貢献も明らかであり、産業廃棄物業種指定の中から木くずだけでも規制の枠から除外する事を環境省へ提言する。

◆特管品目（廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥）許可範囲の拡大（該当品目の産廃許可の包含）＜担当：森副委員長＞

前回の委員会で検討した提言の方向性としては、特管許可における産廃許可の包含という内容であり、許可手続きの簡素化や、業務負担の軽減が目的であった。具体的には、現行制度を残し、引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害産業廃棄物（汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃油）の品目に限り、特管許可を取得すれば産廃許可も取得したこととするという内容である。しかし、様々な討論の結果、当初のテーマや前回決定した提言とは全く違う方向性の意見があり、問題点を整理するため次回委員会にて再検討することとなった。

◆次回委員会について

平成25年10月11日(金)に開催することとなり、約3時間に亘る会議が終了した。

みんなが使おう！再生紙

中間処理委員会 焼却/中和・脱水 合同分科会（比留間リーダー、森リーダー）

平成25年8月22日(木)15時より焼却、中和・脱水の合同分科会が11名のメンバーにて開催された。中間処理委員会で7月に実施した「異物混入アンケート」の回答から、各メンバー会社の状況や、対策案の意見を出し合った。意見は中間処理委員会へ報告することとした。東京都や協会の収集運搬委員会、安全衛生推進委員会など他の委員会との連携を含め、地道な啓発活動が重要ではないかとの意見が多かった。

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成25年8月28日(水)15時半より、10名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。まず、再生砕石について協議し、今後も従来どおり再生砕石の利用量拡大を目指していくことが確認された。

続いて施設見学会について検討し見学先候補を決定した。また、10月17日を開催予定日として、今後は事務局側で見学先と調整していくこととした。勉強会は例年同様、講師を東京都環境局側へ依頼することとし、今年は参加団体として東京建物解体協会へも呼びかけることとした。また、勉強会のテーマについては東京建設業協会の意向を確認する。

最後に法制度検討委員会の次期テーマの募集について説明があり、各委員へは事務局から通知することとし、会議は終了した。

なお、今回は10月17日に施設見学会を開催する予定。

中間処理委員会（碩委員長）

平成25年8月30日(金)15時から9名の委員により開催された。

収集運搬委員会との合同活動で検討している受入廃棄物の異物混入対策について、7月に実施したアンケート回答から意見交換、混入防止対策案を出し合った。排出事業者への適正分別と異物混入防止のお願いが重要という意見が多く、収集運搬委員会との合同委員会で話し合うこととした。また、放射能の影響他情報交換をした。

今回は、収集運搬委員会と合同で開催する。

異物混入アンケートにつきましてはご協力ありがとうございました。

【訂正とお詫び】

本誌第276号44ページの下段「広報委員会」の中で、「吉野毅彦」とあるのは「吉野猛彦」の誤りにつき、謹んで訂正しお詫び申し上げます。

身近な「ヒヤリ・ハット」事例

Part 73

現場で・・・

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	トラックを運転中	確認を行いバックし始めたら、作業員が後ろを走って通り抜けた。	後退時はゆっくり止まれるスピードで運転し、誰か他に人がいればサイドミラーに映る位置に立って合図してもらう。
2	クレーン車で、下り坂にて作業をしていた時	前輪両方に車止めをしていたが、前吊りでガスを吊ったらアウトリガーが動いた。	下り坂では作業をしない。また、坂道は関係なく、前吊りではなく横吊りで作業を行う。
3	雨の日にコンテナを交換中	土の上にコンテナが置いてあった為、接近しようとしたら、途中でタイヤが滑った。	無理をせず、雨の日はできるだけ土路へは入らない。
4	トラックを運転中	長い距離をバックしていたら、すぐ近くを作業員が横ぎった。	サイドミラーを交互にこまめにしながら、いつでも止まれる速度でバックする。
5	積み込み後のトラックにシート掛けをした時	強風でシートが飛ばされそうになった。	飛ばされないようにゴムを早めに掛け、片方を先に掛けるなど工夫する。
6	トラックの荷台から降りようとした時	ステップ以外の場所から降りようとして、足を滑らせた。	決められた昇降用ステップ以外の場所は使用しない。高さに関わらず、乗り降り時はけがすることが多いことを認識する。
7	廃棄物の置き場を探しながら、トラックを低速で走行中	障害物で隠れていた電柱に、サイドミラーが当たった。	低速走行だから大丈夫だと決め付けず、現場を探すような場合には、トラックから降りて行動する。
8	作業中	風の強い日に、コンパネを持って歩こうとしたら、コンパネごと体が飛ばされそうになった。	大きいもの、風の抵抗を受け易いものを運ぶ場合には、風の強い日には特に注意を払い、一人で無理をしないようにする。
9	トラックを運転中	バックで現場に入る為、一度降りて目視確認を行い、ゆっくりとバックをし始めたら、人が後ろを通り過ぎた。	出入り口に設置してあるブザーでは、あまり効果がないので、死角回避の為にバックモニターを導入するなど、更なる安全性を見直して欲しい。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

地球温暖化対策

人が初対面の相手に好意を抱く理由～温度が対人関係に与える影響

初対面の相手に好感を持ってもらうには、温かい飲み物を飲みながら話すとういそうだ。人は体が温まると無意識に他者への振る舞いが友好的になるからだという。ところが最新研究によれば、気温が上昇すると人間は攻撃的になり、今後、地球温暖化が進めば世界規模の紛争や殺人が増加するとの懸念が指摘されている。温度と対人関係にはどんなかわりがあるのだろうか。

前者は2008年に米科学誌に発表された研究で、ホットコーヒーのカップを手に持った人は、他人をより寛容で思いやりがあると認識し、冷たい飲み物を持った人は、他人をより冷たい人と認識する度合いが高かった。また、温熱パッドを短時間手に当てた人は、冷却パッドを手に当てた人に比べて、その後自分の欲しいものよりも友人への贈り物を選ぶ傾向が見られることが判明したという。これら実験の結果は、人の印象を表す「温かい」とか「冷たい」という言葉が単なる比喩ではなく、人に対する判断や行動にも影響を与えることを示している。そして、物理的な温かさを感じる場合と心理的な温かさを感じる場合とでは、どちらも脳の同じ部位で情報処理されていることが、脳画像の研究によっても証明されているという。

後者は今年3月に発表された。経済学者の率いるチームが、気候学、考古学、経済学、政治学、心理学など様々な分野から気温や犯罪等に関する研究成果を選び出して比較分析した結果、気温や降水量が通常の数からわずかに逸脱しただけでも紛争のリスクが明らかに増大するというもの。歴史上の例ではマヤ文明の終焉やカンボジアのクメール王朝の衰退を、気候変動により長期的に繰り返された豪雨や干ばつと関連づけている。気温の上昇で人間の攻撃性が強まる理由は、2010

年に発表された別の研究によれば、地球温暖化が引き起こす気象パターンの変化によって増加する貧困・食糧不足・栄養不良は人間の攻撃性を強めるリスク要因であり、環境の激変などによって移住を強いられる「エコ・マイグレーション」によって、住む場所を失った人々が国境を越えて移動すれば、人々の対立が増える可能性があるという。

気温と人間の心理や行動には密接な関係があることが様々な研究によって明らかになりつつある。気温が上昇すると脳の温度が上がり、認知機能障害や情緒的ストレスが起き、攻撃的になる。また、熱は心拍数の上昇などの生理的状態を高める一方、同時に気力の減退を感じさせるという効果があるため、挑発に過剰反応する傾向があるのだという。学者の研究を待つまでもなく、私たちは暑すぎればイライラして怒りっぽくなり、やる気がなくなることを経験しているが、その科学的根拠を知ることによって、より意識して対人関係に臨むことができるだろう。

今年も各地で高温の記録更新が続いた。職場環境を考える際、熱中症の予防（身体的対処）とともに、今後は心理的観点から社内の人間関係に気を配ることが、より必要となるかもしれない。

*ナショナル・ジオグラフィック他
(吉本 花子 記)



ご先祖様の日本列島上陸

講習会では時間の制約もあり、四方山話をする余裕がない。そこで、誌上でひとつ。

7月号で、1万年前の地球温暖化というテーマで、氷河期が終わり温暖化が進むなかで、私達のご先祖様が知恵を働かせ大きな変化を乗り切り、縄文文化の時代を迎えたことを話した。そのご先祖様達は、何処からどう来たのか？本当に今の私達につながるご先祖様なのか、日本古代史の出発点について整理しておきたい。

最近、中国や韓国との領土問題が厳しくなる中で、また、東京オリンピック招致運動の過程で「日本」「日本人」という言葉がかなり強調されているが、中には「日本人」はほぼ単一民族であり、それが日本という国の特性でもあると思っている方も多い。

■日本には猿人、原人はいなかった

そこで、先のご先祖様の話だ。現在、人類はアフリカのタンザニアあたりの大地溝帯で、約700万年前に誕生したと言われている。昔、学校で習ったのとは大違いだ。猿人といわれ、その後、約250万年前頃より進化した原人（ジャワ原人、

北京原人でおなじみだ）が現れ、その頃には最古の石器が登場したようだ。礫を打ち割って鋭い刃を作り、動物の肉こそぎなどに使い、ヒトの食物獲得能力を高め、特に肉の摂取量が増えたことがタンパク質の確保につながり、脳の進化をもたらしたと言われている。

そして、猿人たちは約150万年前には姿を消していった。その後、約60万年前ごろには、より現在の人類に近い「旧人」（ネアンデルタール人など）といわれる人達が現れ、原人と併行して活動を広げ、より高度の機能を持つ「道具」を使うようになった。原人や旧人は比較的最近まで生き残っていたと考えられているが、原人や旧人段階のヒトが日本列島に到達していた確実な証拠は、今のところないと言われている。（12万年前といわれる島根県出雲市の砂原遺跡の旧石器については、現在確認中）

■三方向からの日本上陸

現在の人類は、約15万年前、アフリカの旧人のなかから新しい特徴を持ったヒトとして現れたとされている。この脳の進化した新人類（ホモ・サピエンス）が10万年前頃からアフリカを旅立ち始め、アラビア半島から、4～5万年前頃までにはアジア、ヨーロッパと拡がっていったと言われている。そして、インドシナ半島あたりで、北上し中国からシベリア方面へと拡大していったグループと、インドネシア方面（当時はスンダランド亜大陸ともいわれている）へと南下したグループに分かれた。

このうち、南に分かれたグループ（「南方系モンゴロイド」）の一部がフィ

リピンから島伝いに北上し、2万年前までには日本列島の南部に到達したと考えられ、沖縄本島で発見された港川人もそれに含まれる。南方系縄文人ともいわれる。一方、北上したグループ（「北方系モンゴロイド」）のうち中国東北部から朝鮮半島を経由し西日本方面に、あるいは沿海州、サハリン回りで北海道、北日本へと、マンモス、ナウマンゾウ、オオツノジカなどを追いかけて到達するものが現れた。北方系縄文人ともいう。

遅くとも、2万年前頃には日本列島に到達したと考えられる北方、南方のモンゴロイド、両者の骨格には明瞭な差異があるといわれ、日本本土で発見される縄文人の骨格はすべて北方系のものだという。南方系は港川人など沖縄でしか発見されていないが、西南日本での混血はあり得ただろう。縄文時代には狩猟に欠かせない犬とヒトとの特別な関係が成立していたようだが、古代犬もその渡来ルートが、サハリンや朝鮮半島経由の北方系統と南方系統と考えられるものの2つがあるという。ヒトと犬がセットで、今と違い狭い海峡ではあったが、三方向から海を渡って来たということだ。なお、弥生人とともに新しい犬が入ってきたことも遺伝子分析から推定されている。

このように、ご先祖様はアフリカで生まれ、アラビア半島からアジアへと旅をし、南方から、半島から、北方からと日本列島にやってきたのだから、そもそもから国際性豊かなものなのだ。ところが、温暖化で海面が上昇し海峡は大きく拡大し、日本が島国として閉鎖的となり、縄文人一色（その中での差は色々あるが）となった。

■ハイブリッド日本人の誕生

そこへ、やがて新モンゴロイドというグループが現れ、海を渡る技術を身につけて半島又は中国大陸から日本列島に押

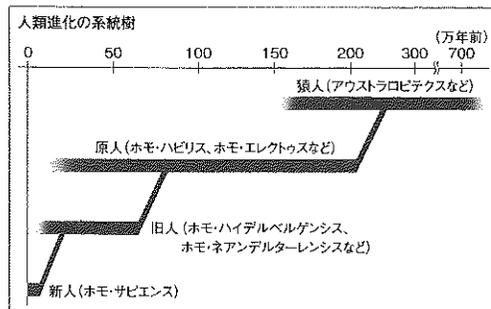
し寄せてくることになる。これが弥生人といわれるものだ。新モンゴロイドは、北方モンゴロイドのうち1万年前に終わった最後の氷河期のときにシベリア、バイカル湖辺りに閉じ込められ、孤立して進化するとともに突然変異なども加わり、新しいタイプのモンゴロイドとして成立したものだ。この、細い目、低い鼻、一重まぶた、薄い体毛といった特徴を持つグループが7000年前ぐらいに中国方面に南下し、中国人となり、韓国となり、その一部が弥生人として日本列島にも至り、弥生時代が始まっていく。

そもそも混合民族だった日本人、弥生時代を迎え新旧モンゴロイドの混合が進み、「ハイブリッド？」な日本人が出来あがっていく。日本人、島国根性を捨てて、そもそもハイブリッドであることを思い起こし、世界に出て行くべきではないか。

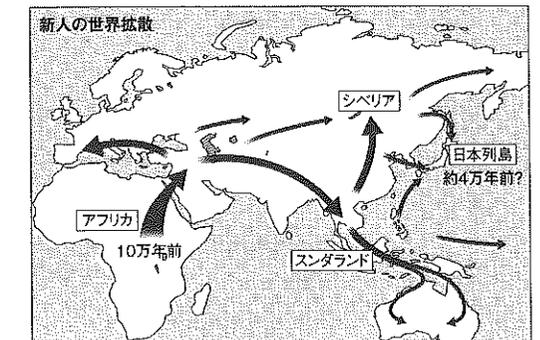
産業廃棄物の世界も、海外進出済みの企業もあり、海外進出がいよいよ広がりのある課題となってきた。先日もアジア廃棄物勉強会が都庁内で開催され、また、9月には千葉と東京の産業廃棄物協会が合同でベトナムを訪問する。時代は動いているのだ。

*「列島創世記」松木武彦（2007年小学館：全集 日本の歴史①）ほか

（専務理事 古川 芳久）



（列島創世記 19 ページより）



（列島創世記 20 ページより）

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

(株)東京クリアセンター
(No.4143)

113・194ページ

【旧住所】〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1

赤坂東邦ビルディング7階

【旧電話番号】03-5561-1888

【旧FAX番号】03-5561-1890



【新住所】〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3

永田町ビル9階

【新電話番号】03-5157-1881

【新FAX番号】03-5157-1889

(株)アルフォ
(No.1174)

112ページ

【旧住所】〒107-0052 東京都港区赤坂2-5-1

赤坂東邦ビルディング7階

【旧電話番号】03-3586-2300

【旧FAX番号】03-5561-1890



【新住所】〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3

永田町ビル9階

【新電話番号】03-5157-2300

【新FAX番号】03-5157-1889

2020年東京での五輪開催決定

9月8日の早朝05:20頃、国民の多くは遥か彼方のアルゼンチン・ブエノスアイレスで開催されている、IOC総会での2020年開催地決定の投票結果に眠い目をこすりながら注目していたことでしょう。その結果、東京に決まった瞬間はその喜びをそれぞれの形で表したのではないのでしょうか。日本経済は、政府によるさまざまな景気対策を背景にわずかな光明が差したかに感じますが、依然閉塞感のあることは否めません。しかし7年後の東京での五輪開催決定は国民それぞれに何かしらの期待を抱かされるに十分な効果があったのではないのでしょうか。協会会員の方々にとっても現状打開の起爆剤になる事を期待します。



～協会の主な今後の日程～

(平成25年9月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
9	5	木	安全衛生推進委員会 15:00～	協会会議室
	6	金	政党要望(都議会)	
			収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	9	月	関東地域協議会; 建設廃棄物対策委員会 14:00～	協会会議室
	10	火	全産廃連; 正副会長会議 12:00～/理事会 13:30～	全産廃連会議室
	11	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～/第4回理事会 14:30～	協会会議室
	19	木	女性部 幹事会 13:30～/勉強会 15:00～	協会会議室
	20	金	青年部設立20周年記念行事 式典16:00～17:00/懇親会17:30～20:00	浅草ビューホテル
	21	土	平成25年度海外処理施設見学研修会(千葉協会との合同研修) 成田発:21(土)～成田着:24(火)3泊4日 行先:ベトナム	廃棄物処理施設 他 視察
10	8	火	医療廃棄物委員会 研修G 14:00～/委員会 15:00～	協会会議室
	9	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	10	木	第18回関東地域協議会; 事務担当者会議	幹事:千葉県協会
	11	金	↓	
			法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	16	水	安全衛生研修会 13:30～/安全衛生推進委員会 16:30～	グリーンホール(神田)
	17	木	建設廃棄物委員会 施設見学会	
	22	火	総務委員会/常任理事会	協会会議室
			中間処理委員会= 破碎・圧縮分科会 15:00～	東京ボード工業(株)
	23	水	医療廃棄物勉強会 13:30～	協会会議室
25	金	平成25年度国内処理施設見学研修会+多摩支部20周年記念旅行	先行:静岡県	
26	土	↓		
29	火	青年部幹事会/若手社員との研修会	協会会議室	

表紙の言葉

●今月の写真「おちびの遠足」

*月刊『マリンダイビング』主催フォトコンテスト上位入賞作品です。

●撮影者:阿部秀行 氏 ●撮影場所:パラオ

●撮影者コメント「パラオの入り江で撮影した写真です。水深は、1.5mから2m、海水がきれいなので、サンゴが水面(裏側)に写っています。幼魚の群れが気持ちよく泳いで、のどかでゆったりとした時間の流れが感じられます。」

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

萬世リサイクルシステムズ(株)

代表取締役 **藤枝 慎治**

産業廃棄物処分業・中間処理 *横浜市

破碎〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず〕

圧縮〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず〕

溶融〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず〕

〒236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町17-3

☎045 (769) 2526

(株)スーピングサービス

代表取締役 **田邊 昌志**

産業廃棄物収集・運搬 (積替え保管を含む)

〔燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く)〕

産業廃棄物処分業・中間処理

天日乾燥〔汚泥 (管渠清掃、道路・公園等の清掃に係るものに限る)〕

造粒固化〔汚泥 (管渠清掃、道路・公園等の清掃に係るものに限る)〕

脱水生物処理〔汚泥 (有機性のものに限る)〕

回転乾燥〔汚泥 (自社処理後のものに限る)〕

〒197-0803 東京都あきる野市瀬戸岡360-1

☎042 (597) 6111

第12回「産業廃棄物と環境を考える全国大会」

共同開催：(公社) 全国産業廃棄物連合会 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター (公財) 産業廃棄物処理事業振興財団

開催日：平成25年11月8日(金) 場所：伊勢志摩ロイヤルホテル (三重県志摩市)

▶ 全国大会 13:00~16:45 (無料)

▶ 交流会 18:00~20:00 (お1人様 ¥10,000)

▶ 同時開催 「e-Lady21 のつどい」 主催：関東地域協議会 女性部会

情報交換を目的とした茶話会 16:55~17:55 (お1人様 ¥1,500)

お問合せ先：(一社) 東京都産業廃棄物協会 TEL 03 (5283) 5455



弁護士

芝田 稔秋

法律相談

行政との訴訟で処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか
事業停止処分、許可取消処分が間違っていたら、どうする?
(シリーズA)

会社が違法行為を行ったなら、事業停止命令や業の許可や施設の許可を取消されるなど、不利益な行政処分が行われるのは仕方のないことである。処分を厳正に受け止め、以後は襟を正して適正な処理を心がけなければならない。

しかし、行政処分が常に正しいとも言い切れず、ときには間違っている場合もあるので、そういう場合は、泣き寝入りせず、行政処分の取消の訴訟でもしたくなるのが道理である。

今までは、本シリーズで、そういう行政処分取消請求訴訟の成功の判例を紹介してきたが、成功の判例は、そんなに多くはないので、これからは、敗訴の事例でも、重要な判例は、紹介していくことにしたい。

《今回の判例》

◆千葉地裁 H12.1.12 〔廃棄物再生事業者登録拒否処分取消請求事件〕
原告である業者の請求を認めた。

◆控訴審 (東京高裁) 判決 H12.8.24 も、業者の主張を認容し、地裁の判決を支持した。

出典 裁判所ウェブサイト

◆この判決意義

これまでの多くの判決のケースが、或る廃棄物を引き取って来た物が廃棄物か有価物かが問題にされた、いわば廃棄物の「入口」での裁判であるのに対し、この判決は、現に廃棄物であったものをリサイクルしたのが廃棄物から抜け出て<有価物>になったか否かが問われた珍しいケースで、いわば「出口」の裁判であるところに、この判決の意義がある。

【要旨】

業者 (原告) が、廃棄物であるガラスくず・陶磁器くず・がれき類を破碎したものと土砂とを混合して作る「再生混合砂」を作り、建設現場その他盛土などに使用する事業について、千葉県に対し、「廃棄物再生事業者」の登録を申請したところ、県が、業者の混合再生砂については、有償売却を証するものが確認できないとの理由で登録を拒否したので、登録拒否処分の取消を求めて裁判所に訴えたところ、業者の請求が認容された事案である。

《事案の概要》

◆原告たる業者は、住宅用建築物等の

解体、廃棄物処理などを業とする会社であるが、業者は、千葉県その他関東地区全域の建設現場で発生した廃棄物であるガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類を、不純物を除去して、破砕機により三センチメートル未満に破砕したものと、土砂とを混合して、「混合再生砂」に再生し、これを、建設現場その他盛土を必要とする場所において使用する事業、すなわち「破砕再生事業」を行うものである。

◆ 業者が1997年11月に、千葉県に対し、廃棄物再生事業者の登録を申請したところ、県は、原告に対し、翌年1998年3月に、業者の混合再生砂については、有償売却をしていることを証明するものが確認できないため、廃棄物の再生とみなせないから、＜廃棄物の再生を業として営んでいる者＞に該当すると認めることはできないとして、本件登録の拒否処分をしたので、登録拒否処分の取消を求めて、訴えを提起した。

◀県の主張▶

1 廃棄物処理法における廃棄物の再生の目的は、廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の減量化・再資源化を積極的に推進して廃棄物の適正処理をすること等により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることにある。

そして、廃棄物再生事業者登録制度は、廃棄物の再生利用を業として営んでいる者について、一定の登録基準を充足していることを要件とする登録制度を設けることにより、これらの事業を営む者の資質の向上及び市町村における一般廃棄物の再生の協力体制の整

備を図ることを目的としたものであり、このことから、廃棄物再生事業者として登録された者は税制の優遇を受け、また、登録事業者の再生品は廃棄物に該当しないものとして法令上の埋立基準の制限を免れることとなる。

2 ところで、廃棄物とは占有者にとって不要となって捨てられた物であり、再生とは廃棄物を再び製品の原材料等の有用物とするため必要な操作をすることであるが、廃棄物か否か、あるいは有用物か否かについて、その物の占有者の意思のみにより判断されるとすれば、法の適用の有無がきわめて主観的なものとなって、生活環境の破壊ないし公衆衛生の低下・劣悪化を招来することとなるし、脱法的な処理が事実上許容されることになって、廃棄物の適正な処理の徹底や適切な再生利用がなされないこととなり、廃棄物処理法の目的及び廃棄物再生事業者登録制度の趣旨を没却することになってしまう。

3 したがって、廃棄物か否か、あるいは有用物か否かを決するためには、廃棄物として処分場に埋立てをするのではなく、有用物として自由に処分することを許容しても不適正処理が行われないような客観的な基準が必要であるというべきであり、そのため、有用物といえるためには、当該再生品について第三者が価値を認め、なおかつそれを購入する者が当該再生品の性状等を確実に把握した上で購入するかどうかを判断できるような性質を有する物でなければならないというべきである。

4 もし、ある物に真に価値を見出し、

占有したい者がいれば、その価値に見合った費用を負担することは当然であるし、有用物として購入したものである以上は、その後それが不要物となったとしても、その処理責任は当該購入者にあるとみなすことができる。

そして、第三者が価値を認めるか否かについての、客観性を有する唯一のメルクマールは、当該再生品が有償で売却できる物か否かであるから、廃棄物とは、占有者が自ら利用し又は他人に有償で売却することができないため不要になった物をいい、他方、有用物とは、廃棄物に手を加えた結果、占有者が自ら利用でき又は他人に有償売却できる物をいうと解すべきであり、その有償売却性は、現実の有償売却を証する書面によって証明される必要がある。

5 本件申請において、業者は、県に対し、混合再生砂の有償売却を証明する書面として、自社の解体工事現場における見積書、注文書、回答書及び売上伝票などを提出した。

しかし、これらは現況復旧のための技術料等を含むものであって、混合再生砂自体の価格が明示されていないし、果たして混合再生砂自体に価値があるか否かも不明である上、購入者たる注文主がその性状等を確実に把握した上で注文しているか否かも不明であって、これらによっては原告が有用物とする混合再生砂の有償売却を確認することはできないというべきである。

なお、右以外の混合再生砂につき第三者が有償で購入していることの証明は全くない。

従って、本件登録拒否処分は適法である。

◀裁判所の判断▶

◆ 問題は、ある物が右の「有用物」であるか「不要物」であるかの判断基準であるが、ある事業者が廃棄物再生事業者として登録されると、当該事業者が廃棄物に加工して生成された再生品は、それ自体、既に廃棄物ではないとして、その処理につき、当然には廃棄物処理法上の規制が及ばないこととなるのであるから、有用物に当たるか否かを、当該事業者の事業目的という主観的側面からのみ決することとした場合は、廃棄物の再生を隠れ蓑とした脱法的な廃棄物の不適正処理を回避し得ないおそれが生じ、廃棄物の減量を目指した同法の趣旨は没却されることになりかねない。

◆ したがって、廃棄物処理法における廃棄物再生事業者として登録を受けるためには、当該事業者の事業によって生成される再生品が単に事業者の主観において廃棄物ではないと認識されているだけでは足りず、当該再生品を保管、収集、運搬、処分等をするに際し、廃棄物処理法上の規制を及ぼさずに処理をしたとしても、これにより生活環境又は公衆衛生を害するおそれがあるものではないと客観的に判断できるものでなければならず、その該当性を判断するに当たっては、その物の品質、性状、再生品としての利用可能性及び利用価値並びにその現実の利用状況等を総合的に勘案し、これが社会的に有用な物として客観的に一定の価値を有するものであると認められなければな

らないというべきである。

- ◆ 右の点に関し、被告は、再生品とされるものが右のような一定の価値を有するか否かを判断するためには、その物が第三者に有償で売却できる物か否かを基準とすべきであるし、その判断基準を充足しているか否かは現実の有償売却を証する書面によって証明されなければならない旨主張する。

たしかに、ある再生品とされる物が、客観的に無価値であり、およそ他人に有償で譲渡することができないようなものであるため、事業者にとって不要物であるとしか観念できない場合には、当該事業者はこの物を廃棄するほかないのであるから、このような物を廃棄物処理法上の廃棄物とみて、同法の規制のもと、適正な処理を図る必要があることは当然である。その意味で、当該再生品の客観的価値を判断する上で、それが有償売却できる物であるか否かを判断基準とする考え方にはそれなりの根拠があると考えられるし、右基準を充足しているか否かは、その売却実績の資料で判断するのが簡便な方法ではある。

- ◆ しかし、ある再生品を当該事業者が一定の用途のもとに自ら利用する場合には、これを現実に第三者へ有償で売却していなくとも廃棄物の処理とはされないこと、また、客観的に一定の価値を有し、有償売却が可能な物であっても、再生品の有効活用と流通促進等の見地から、あるいは経営効率上の観点から、あえて無償で譲渡、頒布される場合があることは容易に想定されることであるし、そのような場合を廃棄物処理法の予定する廃棄物再生事業の

対象外とすることは、廃棄物を無害化し、有用な用途へと再活用していくことにより廃棄物の減量を推進することを目的とする廃棄物処理法の改正の趣旨にそぐわないこと、また、廃棄物の再生事業は、一旦排出された不要物に何らかの加工をすることによりこれを有用な物にすることを目的とするものであって、これにより当該事業者が利潤を得ることを目的としているものではないことなどに照らすと、有償売却の可能性を再生品の有用性の判断の際考慮すべき基準と考えるにしても、その基準の充足の有無を現実の有償売却、すなわち売却実績の資料で証明しなければならないとする必然性はないというべきである。

- ◆ また、有償売却の可能性という基準それ自体についても、そもそも前記のような判断基準を充たし、社会的に有用であるとして客観的に一定の価値を有すると認められるような物について、有償売却の可能性が全くないとは考えられないのであるから、それを右基準とは別個独立の判断基準として定立する意味はほとんどないと考えられる。

したがって、たとえ当該再生品の全部又は一部につき有償売却の事実が証明できない場合であっても、その再生品の品質、性状、再生品としての利用可能性及び利用価値並びにその現実の利用状況等に照らして当該再生品に一定の客観的価値が認められる場合には、そのような再生品は有用物であると認めるべきであり、そのような再生品を生成する事業者は、廃棄物処理法20条の2の廃棄物再生事業者の登録

基準を充足しているとみて妨げない。

- ◆ さらに、原告は、廃棄物を受け入れて、これを右のような性状等を有する混合再生砂に加工することを目的として、そのために必要とされる処理施設を保有し、稼働している実績を有していることが認められる。

したがって、以上を総合すれば、混合再生砂は、その品質、性状、再生品としての利用可能性及び利用価値並びにその現実の利用状況等に照らして一定の客観的価値を有するものであると認められるから、有用物であると認めるのが相当であり、このような再生品を生成する事業者である原告は、廃棄物処理法20条の2の廃棄物再生事業者の登録基準を充足しているとみて妨げない。

【解説】

- ◆ この判旨に全面的に賛成する。

この混合再生砂は、アイデアがとても面白い。すばらしい着眼である。これこそ、本当のリサイクルである。

そもそも、廃棄物の再生利用は、再生利用ができること自体に意味があり、社会的・経済的に承認された利用が公然となされることが必要であり、それで十分である。有償性は要件ではない。

行政は、理屈では、再利用だ、減量化だと、しきりに「3R」をするよう唱えるが、業者がアイデアを駆使して再生品を作ると、何かと抑制的になり、めったに認めようとしなない、悪い“癖”がある。本件でも、有償利用が必要だとか、書面による証拠が必要だなどといって、容易にリサイクルを承

認しようとしなない、却って、民間のよりよいリサイクルを抑えてしまう。

- ◆ いかにも、口先だけで、リサイクルしているといって、主観的な、独善的なリサイクルを安易に認めることは要注意であるから、慎重にリサイクルの仕方を検討しなければならないことは理解できるが、社会的・経済的に承認された利用がなされている実体が認められれば、それで十分であって、有償性は不要であることを、しっかり確立してもらいたいものである。

◆ 「有償性」は、社会的・経済的に承認された利用の一つの目安ではあるが、すべてではない。そもそも、廃棄物が再生利用される製品を第三者が使ってくれるのは、“タダ”で十分である。再生品に値段が付くのは、バージン製品との代替性の度合いと、バージン製品の値段の高値性との比較によるのであって、法律上のリサイクル性の要件にはならない。リサイクル品は、必ず、売らねばならないものではない。必ず、金を払って買わなければならないものではない。タダでもいいから、利用されるだけの価値があれば十分である。

◆ 今後は、リサイクルのアイデアが広がり、技術も進歩するであろうから、こういう廃棄物の再生利用が増えてゆくであろう。そのときに、行政が、いたずらに厳しい見方で、リサイクルを抑え込むことのないよう、願いたいものである。

リサイクルが生まれる要素は、経済的感覚であり、法律的な感覚ではないことを忘れてはならない。

事務局だより

2011年3月11日の東日本大震災からはや2年半が経過しましたが、被災地での復興工事は思うように進んでいるとは言えない状態が今もまだ続き、多くの方が仮設住宅での不自由な生活を余儀なくされている状況のようです。

その後、多くの地域で大地震発生の可能性が改めて認識され大きく報道されております。又、災害の被害を出来るだけ最小にとの狙いから、緊急地震速報のシステムが整備され運用が開始されています。

先日、結果的には誤報であったのですが、奈良県で震度7を超える地震が発生するだろうとの緊急地震速報が発せられました。その時には多くの方がエッと驚き緊張したことと思います。

私もご多分に漏れず本当に地震が発生したらどうしようと真剣に考えました。一拍して冷静さを取り戻し考えると、協会のある柿沼ビルの耐震性もさることながら、勤務する職員の安全確保は十分にされているのかとの疑問でした。

見た所、書類保管庫を初めとし本棚、ロッカー、衝立等、職員を取り囲む什器すべてに転倒防止策が

ない事に加え、職員用のヘルメット、又非常時に必要となる飲料水、当面の食糧等もない状況でした。又、交通機関が利用できずやむを得ず宿泊するにしても簡易宿泊設備もありません。(多少の寝袋はありました。)当協会は少人数ではありますが、災害時には全員の命を守ることは当然の事で、もし3.11同等以上の災害があった場合の被害を考えると、今のままでは大きな犠牲が出て不思議ではないと痛感しました。

協会の運営状況は決して予断を許す状況ではありませんが、極力職員全員で知恵を絞り、何とかして『出を制し』資金を捻出した上で、抜本的な災害対応策を検討実施し協会職員全員の安全を確保したいと考えます。

災害は忘れた頃にやってくるといいますが、今日起こるかも知れません。現実には災害にあった時にただ呆然として『あの時やっておけば』というような後悔はしたくありません。このことは皆さんの家庭でも同様で、後回しになっている対策は思った時に是非実行すべきではないでしょうか。(我が家は大丈夫かな?) (片山)

編集後記

日没後は虫の声も盛んになり、ようやく秋の気配も感じられるようになってきました。収穫の秋の到来です。食欲の秋でしょうか。とは言っても相変わらず気温は高めで推移しています。気温に対して手を抜かず、万全な備えを引き続きお願いします。今年の夏は局地的な集中豪雨に見舞われました。被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。また、作物に対しても深刻な打撃がありました。改めて、自然の驚異に耐え、収穫された作物に感謝するところです。

TPP問題に関する議論が沸騰しています。農水畜産物については、どのような形で決着するのでしょうか。TPP問題とは直接の関係はありませんが、食育については過去、この欄でも触れたことがあります。食育の三本柱というものがあるそうです。一本目は、安心・安全・健康を選食する能力を養う。二本目は、家族が共食をすることで衣食住の常識が継承される。三本目は、地球規模で食を考える。その一本目に季節に合わせて旬のもの

を食べることとありました。やはり、秋は日本人にとって最も健康と食事を考えなければならない季節でしょうか。

協会の活動も本格化の時期に入りました。各委員会、部会の開催数ももっとも多くなります。それぞれの議論や活動報告を迅速にお伝えして参ります。それらについて、ご意見、ご要望があれば、協会事務局へお寄せ下さい。各委員会、部会は、会員の皆様からの委任のもとで活動していますので、問題点があれば、是正していくことによぶさかではありません。

再び食物の話ですが、少し前の新聞等報道によれば、わが国の食料のカロリーでみた自給率は40%を少し切った状態で推移しているようです。一方で、前掲の食育の三本目の話の中には、わが国の年間食料廃棄量は1,900万ト、うち可食部は500~900万ト、だそうです。これに対して何をすれば良いのかは、考えれば解るような気がしますが、如何でしょうか。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2013 第277号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 広報 委員会
発行所 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

~協会組織の充実・強化に向けて~

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業等と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出していただくこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 一般社団法人 東京都産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

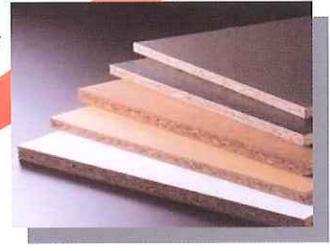
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



- 東京ボード工業株式会社
 本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
 埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562
 横浜エコロジー株式会社
 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154
 ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315
 TB関西物流株式会社
 〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます